

○総務省令第三十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条の二第一項、第四条の二第一項、第四十八条第一項及び第四十八条の三第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

総務大臣 高市 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長）殿		年	月	日
防火	防火	管理者		
住所				
氏名	⑩			
別添のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物	の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	の名称 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	の用途	令別表第1 （ ）項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を模倣で消すこと。
3 ※印の欄は記入しないこと。

改正前

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長）殿		年	月	日
防火	防火	管理者		
住所				
氏名	⑩			
別添のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
管理権原者 住所 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏名		⑩		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物	の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	の名称 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	の用途	令別表第1 （ ）項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を模倣で消すこと。
3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年	月	日
統括		防火 防災	管理者	
住所		氏名 ⑩		
氏名 ⑩				
別添のとおり、全体についての防火 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1 （ ） 項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年	月	日
統括		防火 防災	管理者	
住所		氏名 ⑩		
氏名 ⑩				
管理権原者 住所 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 氏名 ⑩				
別添のとおり、全体についての防火 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1 （ ） 項		
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の3の2（第31条の3関係）

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

番 年 月 日 号

消防長（消防署長）（市町村長）

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申請者	住所	氏名
消防	所在地	
参加	名称	
用途		
火物	構造規模	床面積 造 地上 m ² 階 地下 m ²
消防用設備等・特殊消防用設備等の種類		
検査年月日		
検査員	職名	職名
氏名	氏名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

別記様式第1号の2の3の2（第31条の3関係）

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

番 年 月 日 号

消防長（消防署長）（市町村長）

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申請者	住所	氏名
消防	所在地	
参加	名称	
用途		
火物	構造規模	床面積 造 地上 m ² 階 地下 m ²
消防用設備等・特殊消防用設備等の種類		
検査年月日		
検査員	職名	職名
氏名	氏名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第三条第一項、第四条第一項（同規則第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八第一項に規定する届出書並びに同規則第三十一条の三第四項に規定する検査済証の様式については、この省令による改正後の同規則別記様式第一号の二、別記様式第一号の二の二及び別記様式第一号の二の三の二にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

消防庁長官 林 崎 理

別記様式第一から別記様式第三十八まで中「 」を「 」に改める。

別記様式第一、別記様式第十から別記様式第十五まで、別記様式第十九から別記様式第二十二まで、別記様式第二十九から別記様式第三十一まで及び別記様式第三十三から別記様式第三十八まで中「（ ）項・」を「（ ）項」に改める。

別記様式第二中「屋内消火栓消火設備」を「屋内消火栓設備」に改める。

別記様式第二から別記様式第五まで、別記様式第九、別記様式第十、別記様式第二十一及び別記様式第三十から別記様式第三十二まで中「」を「」に改める。

別記様式第四、別記様式第六から別記様式第八まで、別記様式第十二、別記様式第十三、別記様式第十五、別記様式第十九、別記様式第二十、別記様式第二十二から別記様式第二十四まで及び別記様式第三十八中「操作盤」を「総合操作盤」に改める。

別記様式第六中「遅延措置」を「遅延装置」に改める。

別記様式第九中「屋外消火栓消火設備」を「屋外消火栓設備」に改める。
別記様式第九、別記様式第十及び別記様式第十八中「簡易耐火建築物」を「準耐火建築物」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第三十一条の三第一項第二号に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第一から別記様式第三十八までにかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

消防庁長官 林 崎 理

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

- 2 -

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第二にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

消防庁長官 林 崎 理

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

- 2 -

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第二にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。